

(様式 1 - 3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 4 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

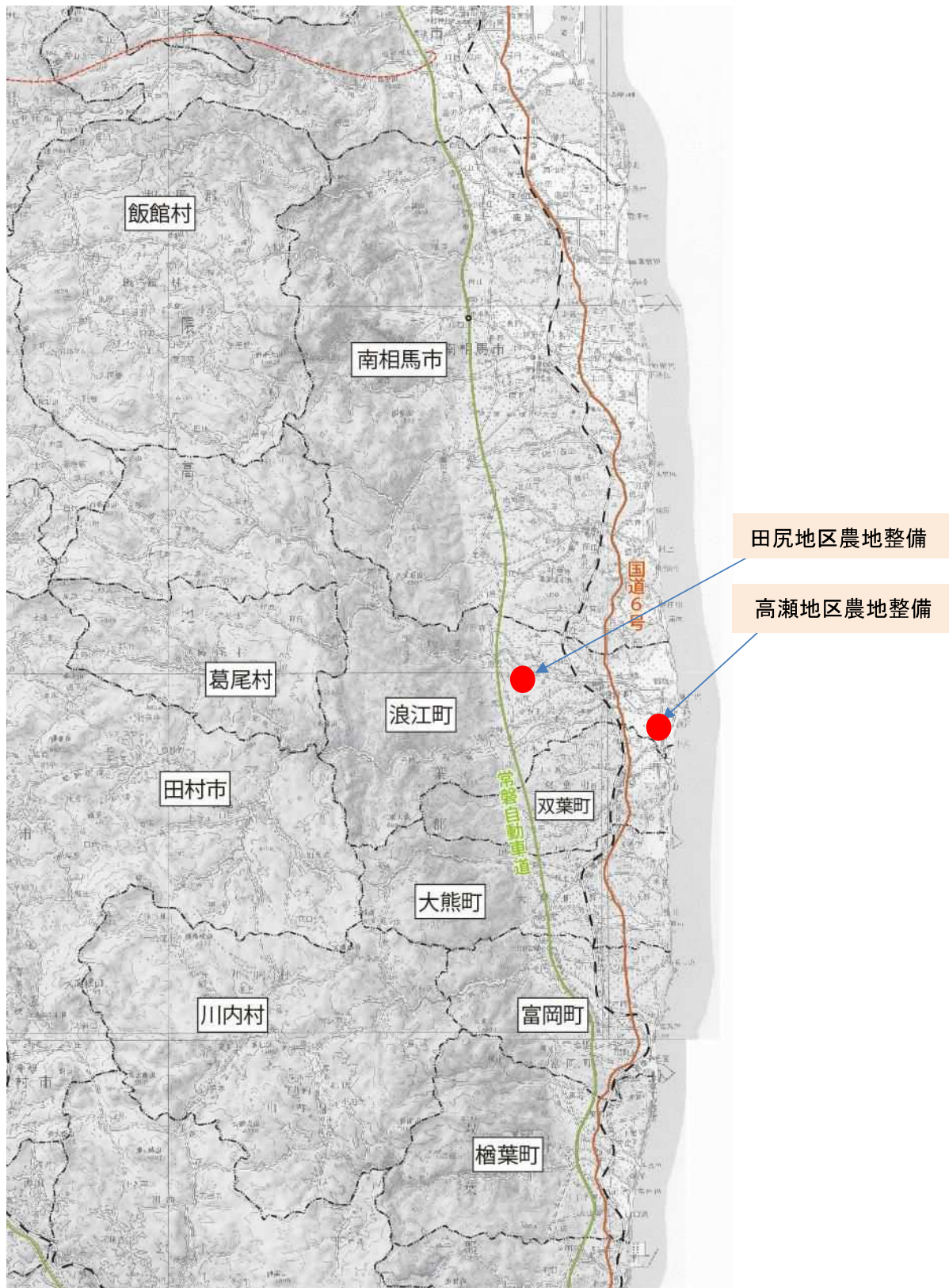
NO.	81	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業 (浪江町) (基金型)	事業番号	(1)-17-4
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費		前回まで (115,973) 今回 41,648 合計 <157,621> (千円)	全体事業費	前回まで (115,973) 今回 41,648 合計 <157,621> (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
帰還・移住に向けた環境整備事業予定地内の埋蔵文化財の取扱いを判断するため、予備調査(分布調査及び試掘・確認調査)を行い、埋蔵文化財包蔵地(以下「遺跡」とする。)の有無やその範囲・内容(種別や年代)等を明らかにし、早期に取扱協議を行う。このことで不時発見等による復興事業の遅滞を避け、円滑な事業の推進に寄与するとともに、埋蔵文化財の保護との両立を図る。					
事業概要					
復興のための開発事業が予定される浪江町内において、埋蔵文化財の取扱いを判断するための予備調査(分布調査及び試掘・確認調査)を行い、遺跡の有無やその範囲・内容(種別や年代)等を明らかにする。その成果を用いて開発事業者と取扱協議を行う。					
1 分布調査 専門職員が事業対象地を現地で確認し、「遺跡が所在する」「試掘調査の実施により遺跡の有無を確認する必要がある」「遺跡の可能性が極めて低い」等の調査結果を導く。					
2 試掘・確認調査 分布調査の結果を基に、重機及び人力にて箱状に掘削する調査区(トレンチ)を複数箇所設定し、部分的な調査を行う。調査により、人類が生活した痕跡である遺構・遺物の有無を確認し、遺跡の有無や範囲等を把握する。					
3 埋蔵文化財の取扱協議 上記 1・2 の調査の成果(報告書・函面等)を用いて、開発事業者との設計協議を実施し、埋蔵文化財の取扱い(現状保存/記録保存/工事立会/慎重工事)を判断する。特に、遺跡の保存を図り経費・期間を要する記録保存の本発掘調査の回避又は必要最小限とするための協議・調整を行う。協議の結果、必要に応じて工事立会などの対応も実施する。					
本事業は、農地整備等の帰還環境整備事業において整備計画が整った箇所から順次調査を行うため、開発事業期間に見合った複数年度の財源を確保しておく必要がある。その結果、帰還環境整備事業に対し安定的かつ効率的な発掘調査が可能となり、帰還環境整備全体を加速化させることにつながるため基金化とする。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～令和 6 年度> 継続して帰還環境整備対象地における分布調査及び試掘・確認調査を実施。また、前年度調査分の調査報告書を作成する。					
<令和 7 年度> 前年度の調査報告書作成。					
地域の帰還環境整備との関係					
帰還に向けた取組及び帰還後の生活再建支援のための環境整備を促進させることにより、当地域の生活再建が促進される。					

関連する事業の概要
○農山村地域復興基盤総合整備事業「高瀬地区」、「田尻地区」

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

【位置図】埋蔵文化財発掘調査事業（浪江町）事業主体 福島県



事業位置図

